判決年月日	平成30年4月25日	큚	知的財産高等裁判所	第2部
事件番号	 平成28年(ネ)第10101号 			

○いわゆるリツイートについて、著作権(複製権、公衆送信権、公衆伝達権)の侵害は認められないが、著作者人格権(氏名表示権、同一性保持権)の侵害は認められるとされた事例○「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」4条1項に基づいて最新のログイン時 I Pアドレス及びタイムスタンプの開示を求めることはできない。

(関連条文)

著作権法2条1項7号の2・9号の4・9号の5,19条1項,20条1項・2項4号,2 1条,23条1項・2項,113条6項

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」2条4号,4条1項,「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令」4号・7号

判 决 要 旨

- 1 本件は、X(控訴人・原告)が、インターネット上の短文投稿サイト「ツイッター」において、Xの著作物である本件写真が、①氏名不詳者により無断でアカウントのプロフィール画像として用いられ、その後当該アカウントのタイムライン及びツイート(投稿)にも表示されたこと、②氏名不詳者により無断で画像付きツイートの一部として用いられ、当該氏名不詳者のアカウントのタイムラインにも表示されたこと、③氏名不詳者らにより無断で上記②のツイートのリツイート(第三者のツイートについて自己のタイムラインに表示させたり自己のフォロワーに知らせたりすることによって、当該第三者のツイートを紹介又は引用することをいう。)がされて、当該氏名不詳者らのアカウントのタイムラインに表示されたことにより、Xの写真についての著作権(複製権、公衆送信権[送信可能化権を含む。]、公衆伝達権)及び著作者人格権(氏名表示権、同一性保持権、名誉声望保持権)が侵害されたと主張して、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下「プロバイダ責任制限法」という。)4条1項に基づき、上記①~③のそれぞれについて、Y1(ツイッター インク、被控訴人・被告)及びY2(Twitter Japan株式会社、被控訴人・被告)に対し、発信者情報の開示を求める事案である。
- 2 原判決は、Y1に対する請求を、上記①及び②の各アカウントのメールアドレスの開示を求める限度で認容し、Y1に対するその余の請求及びY2に対する請求をいずれも棄却したので、これを不服とするXが本件控訴を提起した。
- 3 本判決は、Y2について、Y2はツイッターを運営する者ではなく、ツイッターの利用についてユーザーと契約を締結する当事者でもないと認められ、本件証拠上、Y2が発信者情報を開示する権限を有しているとは認められないとして、Y2に対する請求は理由がないとした。本判決は、本件におけるリツイートがXの著作権を侵害したかどうかについて、公衆送信

権につき、① X が著作権を有しているのは、本件写真であるところ、本件写真のデータは、リンク先のサーバーにしかないから、送信されている著作物のデータは、そのサーバーのデータのみである、②公衆送信は、「公衆によって直接受信されることを目的として送信を行うこと」であるから、公衆送信権侵害との関係では、リンク先のデータのみが「侵害情報」というべきである、③自動公衆送信の主体は、当該装置が受信者からの求めに応じ、情報を自動的に送信できる状態を作り出す行為を行う者と解されるところ、本件写真のデータは、リンク先のFータのみが送信されていることからすると、その自動公衆送信の主体は、リンク先のURLの開設者であって、リツイート者らではないというべきであるとして、その侵害を否定し、幇助者にも当たらないとした。また、複製権侵害、公衆伝達権侵害についても否定した。

本判決は、本件におけるリツイートが X の著作者人格権を侵害したかどうかについて、同一性保持権につき、①本件においてリツイートによって表示される画像は、リンク先に保存されている画像とは異なるものであり、表示するに際して、リツイート行為の結果として送信された HTML プログラムや CSS プログラム等により、位置や大きさなどが指定されたために、画像が異なっているものである、②表示される画像は、著作権法 2 条 1 項 1 号にいう著作物ということができるところ、表示するに際して、HTML プログラムや CSS プログラム等により、位置や大きさなどを指定されたために、表示されている画像は上記のような画像となったものである、③したがって、リツイートによって改変されたもので、同一性保持権が侵害されているとして、その侵害を認め、氏名表示権についても、リツイートによって表示されている画像には、X の氏名は表示されていないところ、表示するに際して HTML プログラムや CSS プログラム等により、位置や大きさなどが指定されたために、上記のような画像となり、X の氏名が表示されなくなったものであるとして、その侵害を認めた。名誉声望保持権の侵害は認めなかった。

本判決は、Xが開示を求める最新のログイン時 I Pアドレス及びタイムスタンプは、本件において侵害情報が発信された各行為と無関係であり、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令」4号の「侵害情報に係る I Pアドレス」及び7号の「侵害情報が送信された年月日及び時刻」のいずれにも当たらないとした。

そして、本判決は、リツイートを含む上記1①~③の各アカウントのメールアドレスの 開示請求を認めた。